

## 令和8年度伊勢茶ブランド体験コンテンツ制作業務委託仕様書

### 1 委託業務の名称

令和8年度伊勢茶ブランド体験コンテンツ制作業務委託

### 2 委託業務の目的

三重県茶業の持続的な発展のためには、消費行動がモノ消費よりもコト消費を重視する時代になりつつあることを鑑み、飲料や食品としての枠を超えた伊勢茶の価値を創造し、時代に即した茶業振興を進めることが必要である。

そこで、「伊勢茶ブランド展開戦略」に基づいた体験コンテンツを整備し、伊勢茶産地への観光誘客と伊勢茶のブランド価値向上を図る。

### 3 契約条件

(1) 契約期間：契約の日から令和9年3月12日（金）まで

(2) 成果品

1) 業務完了報告書 1部

2) 4 (1) で作成した印刷物及び電子データ（版下や写真等の電子データは、電磁的記録媒体（USB等）に収めること。版下データは、PDF形式またはイラストレータ形式によること）

(3) 成果品の提出期限令和9年3月12日（金）

### 4 委託業務の内容

(1) 伊勢茶のブランド力を向上させる「体験コンテンツ」の制作と実施

・県内茶関係事業者と連携し、伊勢茶の魅力を体感できる体験コンテンツを2つ以上制作すること。

（体験コンテンツ例 淹れ方や茶葉のブレンド体験、ティーペアリング等）

・体験コンテンツは三重県内で年間を通じて、常設で体験を受け付けられる内容とし、旅館やホテル、イベント会場等でも体験可能な出張対応型体験コンテンツとすること。

・体験コンテンツは、10月上旬頃までに制作すること。

・制作した体験コンテンツは、契約期間中に体験参加者を実際に募集して実施すること（開催場所は県と相談の上、決定すること）。その際に体験参加者へアンケートを取り、体験コンテンツのブラッシュアップを図ること。

\*伊勢茶ブランド展開戦略（観光客を伊勢茶産地に誘客する戦略）

[https://www.pref.mie.lg.jp/NOUSAN/HP/m0112200122\\_00001.htm](https://www.pref.mie.lg.jp/NOUSAN/HP/m0112200122_00001.htm)

### 5 業務実施上の条件

(1) 実施内容については、企画段階において、随時企画案を三重県に提示し、三重県と調整して行うこと。

(2) 全体を通じ、仕様書以外で事業に追加することで高い効果が期待できる企画がある場合には、積極的に提案すること。

- (3) その他、この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、三重県と受託者の両者協議により、業務を進めるものとする。協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合がある。
- (4) 本契約に基づく成果品（印刷物及び版下や各種電子データ等）の所有権は、三重県への成果物の引渡しと同時に三重県に移転するものとする。また、成果品（印刷物及び版下や各種電子データ等）の著作権は、成果品の引渡し完了と同時に三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は、成果品に係る著作者人格権を、将来にわたって一切行使しないものとする。
- (5) 見積りには、委託業務に必要な費用の一切を含めること。
- (6) 原則として、業務の再委託は認めない。ただし、業務の一部を再委託する場合で、三重県の承認を得た場合についてはこの限りではない。

## 6 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、三重県農林水産部農産園芸課において示す。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」という。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。

また、三重県会計規則（以下「規則」という。）第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当する場合を除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しない。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする（契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）。
- (4) 契約は、三重県農林水産部農産園芸課において行う。

## 7 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

## 8 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

契約条項の定めるところによる。

なお、委託料の支払については委託業務が完了し、三重県の検査に合格した後に支払うこととする。

## 9 見積り及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

## 10 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

三重県は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

## 11 不当介入に係る通報等の義務及びそれを怠った場合の措置

(1) 受託者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 三重県に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、三重県と協議を行うこと。

(2) 三重県は、受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

## 12 その他

(1) 受託者は仕様書に記載された内容及び納期等を遵守し、誠実に契約を履行しなければならない。

(2) 受託者は業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を厳守しなければならない。

(3) 受託者は、契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに三重県に報告し、三重県の指示に従うものとする。

## 13 連絡先（担当部局）

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県農林水産部農産園芸課伊勢茶振興班

担当：松田、菅谷

電話：059-224-2543 FAX：059-223-1120

E-mail：nousan@pref.mie.lg.jp